

(平成27年1月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 46 件

厚生年金関係 46 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から③までに係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A株式会社（現在は、B株式会社）における標準賞与額に係る記録を、平成16年8月10日及び同年12月15日は10万円、17年8月10日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月15日
③ 平成17年8月10日

私は、申立期間①から③までについて、A株式会社から賞与を支給されていたが、厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、B株式会社から提出された賞与支給試算資料により、申立人は、当該期間に係る賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から③までに係る標準賞与額については、上記賞与支給試算資料により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①及び②は10万円、申立期間③は15万円とすることが妥当である。

また、申立期間①から③までに係る賞与の支給日については、B株式会社の回答から、申立期間①は平成16年8月10日、申立期間②は同年12月15日、申立期間③は17年8月10日とすることが相当である。

なお、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、B株式会社は、申立人の当該期間の賞与に係る届出を行っておらず、また、当該賞与に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A株式会社（現在は、B株式会社）における申立期間②及び③の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月15日
③ 平成17年8月10日

私は、申立期間①から③までについて、A株式会社から賞与を支給されていたが、厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、B株式会社から提出された賞与支給試算資料により、申立人は、当該期間に係る賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②及び③に係る標準賞与額については、上記賞与支給試算資料により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

また、申立期間②及び③に係る賞与の支給日については、B株式会社の

回答から、申立期間②は平成 16 年 12 月 15 日、申立期間③は 17 年 8 月 10 日とすることが相当である。

なお、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、B 株式会社は、申立人の当該期間の賞与に係る届出を行っておらず、また、当該賞与に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、上記賞与支給試算資料によると、申立人は当該期間において、事業主より賞与（1 万円）を支給されていることが認められるものの、当該賞与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から③までに係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A株式会社（現在は、B株式会社）における標準賞与額に係る記録を、平成16年8月10日及び同年12月15日は15万円、17年8月10日は16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月15日
③ 平成17年8月10日

私は、申立期間①から③までについて、A株式会社から賞与を支給されていたが、厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、B株式会社から提出された賞与支給試算資料により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①及び②は15万円、申立期間③は16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①から③までに係る賞与の支給日については、B株式会社の回答から、申立期間①は平成16年8月10日、申立期間②は同年12月15日、申立期間③は17年8月10日とすることが相当である。

なお、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、B株式会社は、申立人の当該期間の賞与に係る届出を行っておらず、また、当該賞与に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から③までに係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の有限会社A（現在は、株式会社A）における標準賞与額に係る記録を申立期間①は<標準賞与額>（別添一覧表参照）、申立期間②は<標準賞与額>（別添一覧表参照）、申立期間③は<標準賞与額>（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年8月13日
② 平成16年12月25日
③ 平成17年8月10日

有限会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、株式会社Aから提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は、当該期間において有限会社Aから賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から③までにおける標準賞与額については、前述の所得税源泉徴収簿により算出される賞与額及び厚生年金保険料控除額

から、申立期間①は<標準賞与額>（別添一覧表参照）、申立期間②は<標準賞与額>（別添一覧表参照）、申立期間③は<標準賞与額>（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、また、当該賞与に係る保険料についても納付していなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 30 件（別添一覧表参照）

(別添一覧表)

あつせん 番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
東北 (福島) 事案3609		男	昭和36年生		① 平成16年8月13日 ② 平成16年12月25日 ③ 平成17年8月10日	13万円 15万4,000円 14万7,000円
東北 (福島) 事案3610		女	昭和51年生		① 平成16年8月13日 ② 平成16年12月25日 ③ 平成17年8月10日	10万円 8万4,000円 9万8,000円
東北 (福島) 事案3611		男	昭和56年生		① 平成16年8月13日 ② 平成16年12月25日 ③ 平成17年8月10日	8万4,000円 8万2,000円 10万3,000円
東北 (福島) 事案3612		男	昭和32年生		① 平成16年8月13日 ② 平成16年12月25日 ③ 平成17年8月10日	11万4,000円 15万4,000円 12万2,000円
東北 (福島) 事案3613		男	昭和48年生		① 平成16年8月13日 ② 平成16年12月25日 ③ 平成17年8月10日	11万9,000円 18万1,000円 17万4,000円
東北 (福島) 事案3614		男	昭和41年生		① 平成16年8月13日 ② 平成16年12月25日 ③ 平成17年8月10日	13万8,000円 16万5,000円 12万2,000円
東北 (福島) 事案3615		男	昭和30年生		① 平成16年8月13日 ② 平成16年12月25日 ③ 平成17年8月10日	13万2,000円 15万7,000円 12万2,000円
東北 (福島) 事案3616		男	昭和54年生		① 平成16年8月13日 ② 平成16年12月25日 ③ 平成17年8月10日	1万円 8万2,000円 8万3,000円
東北 (福島) 事案3617		男	昭和22年生		① 平成16年8月13日 ② 平成16年12月25日 ③ 平成17年8月10日	11万6,000円 11万4,000円 10万3,000円
東北 (福島) 事案3618		男	昭和49年生		① 平成16年8月13日 ② 平成16年12月25日 ③ 平成17年8月10日	11万円 11万8,000円 8万3,000円
東北 (福島) 事案3619		男	昭和50年生		① 平成16年8月13日 ② 平成16年12月25日 ③ 平成17年8月10日	11万7,000円 6万9,000円 11万3,000円
東北 (福島) 事案3620		男	昭和55年生		① 平成16年8月13日 ② 平成16年12月25日 ③ 平成17年8月10日	1万円 4万9,000円 9万1,000円

(別添一覧表)

あつせん 番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
東北 (福島) 事案3621		男	昭和54年生		① 平成16年8月13日 ② 平成16年12月25日 ③ 平成17年8月10日	11万1,000円 7万6,000円 11万4,000円
東北 (福島) 事案3622		男	昭和36年生		① 平成16年8月13日 ② 平成16年12月25日 ③ 平成17年8月10日	13万8,000円 29万3,000円 14万8,000円
東北 (福島) 事案3623		男	昭和39年生		① 平成16年8月13日 ② 平成16年12月25日 ③ 平成17年8月10日	13万2,000円 29万3,000円 14万1,000円
東北 (福島) 事案3624		男	昭和44年生		① 平成16年8月13日 ② 平成16年12月25日 ③ 平成17年8月10日	11万9,000円 4万9,000円 14万7,000円
東北 (福島) 事案3625		男	昭和41年生		① 平成16年8月13日 ② 平成16年12月25日 ③ 平成17年8月10日	14万4,000円 9万3,000円 10万9,000円
東北 (福島) 事案3626		男	昭和40年生		① 平成16年8月13日 ② 平成16年12月25日 ③ 平成17年8月10日	12万4,000円 13万7,000円 12万7,000円
東北 (福島) 事案3627		男	昭和45年生		① 平成16年8月13日 ② 平成16年12月25日 ③ 平成17年8月10日	11万4,000円 8万7,000円 12万2,000円
東北 (福島) 事案3628		男	昭和43年生 (死亡)		① 平成16年8月13日 ② 平成16年12月25日 ③ 平成17年8月10日	12万6,000円 4万9,000円 11万2,000円
東北 (福島) 事案3629		男	昭和47年生		① 平成16年8月13日 ② 平成16年12月25日 ③ 平成17年8月10日	12万1,000円 14万3,000円 14万4,000円
東北 (福島) 事案3630		男	昭和36年生		① 平成16年8月13日 ② 平成16年12月25日 ③ 平成17年8月10日	13万6,000円 4万9,000円 12万5,000円
東北 (福島) 事案3631		男	昭和46年生		① 平成16年8月13日 ② 平成16年12月25日 ③ 平成17年8月10日	12万4,000円 4万9,000円 11万5,000円
東北 (福島) 事案3632		男	昭和55年生		① 平成16年8月13日 ② 平成16年12月25日 ③ 平成17年8月10日	11万1,000円 5万2,000円 10万8,000円

(別添一覧表)

あつせん 番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
東北 (福島) 事案3633		男	昭和44年生		① 平成16年8月13日 ② 平成16年12月25日 ③ 平成17年8月10日	12万円 4万9,000円 11万8,000円
東北 (福島) 事案3634		男	昭和43年生		① 平成16年8月13日 ② 平成16年12月25日 ③ 平成17年8月10日	13万1,000円 15万4,000円 12万3,000円
東北 (福島) 事案3635		男	昭和36年生		① 平成16年8月13日 ② 平成16年12月25日 ③ 平成17年8月10日	11万3,000円 18万4,000円 15万1,000円
東北 (福島) 事案3636		男	昭和37年生		① 平成16年8月13日 ② 平成16年12月25日 ③ 平成17年8月10日	14万3,000円 19万円 14万円
東北 (福島) 事案3637		男	昭和53年生		① 平成16年8月13日 ② 平成16年12月25日 ③ 平成17年8月10日	11万4,000円 28万3,000円 13万1,000円
東北 (福島) 事案3638		男	昭和39年生		① 平成16年8月13日 ② 平成16年12月25日 ③ 平成17年8月10日	3万5,000円 4万9,000円 14万5,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から③までに係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の有限会社A（現在は、株式会社A）における標準賞与額に係る記録を申立期間①は13万5,000円、申立期間②は20万6,000円、申立期間③は17万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月13日
② 平成16年12月25日
③ 平成17年8月10日

有限会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、株式会社Aから提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は、当該期間において有限会社Aから賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から③までにおける標準賞与額については、前

述の所得税源泉徴収簿により算出される賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は13万5,000円、申立期間②は20万6,000円、申立期間③は17万1,000円とすることが妥当である。

また、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる場合には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、有限会社Aの商業登記簿により、申立人は申立期間において同社の取締役就任していることが確認できる。

しかしながら、株式会社Aでは、「申立期間当時、申立人は社会保険の事務や給与計算などの経理事務には携わっていなかった。」と述べていることから、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、また、当該賞与に係る保険料についても納付していなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から③までに係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の有限会社A（現在は、株式会社A）における標準賞与額に係る記録を申立期間①は11万8,000円、申立期間②は15万9,000円、申立期間③は17万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 13 日
② 平成 16 年 12 月 25 日
③ 平成 17 年 8 月 10 日

有限会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、株式会社Aから提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は、当該期間において有限会社Aから賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から③までにおける標準賞与額については、前

述の所得税源泉徴収簿により算出される賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は11万8,000円、申立期間②は15万9,000円、申立期間③は17万1,000円とすることが妥当である。

また、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる場合には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、有限会社Aの商業登記簿により、申立人は申立期間において同社の取締役就任していることが確認できる。

しかしながら、株式会社Aでは、「申立期間当時、申立人は社会保険の事務や給与計算などの経理事務には携わっていなかった。」と述べていることから、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、また、当該賞与に係る保険料についても納付していなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の有限会社A（現在は、株式会社A）における標準賞与額に係る記録を申立期間①は1万円、申立期間②は5万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 13 日
② 平成 16 年 12 月 25 日

有限会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、株式会社Aから提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は、当該期間において有限会社Aから賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②における標準賞与額については、前述の所得税源泉徴収簿により算出される賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は1万円、申立期間②は5万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、また、当該賞与に係る保険料についても納付していなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の有限会社A（現在は、株式会社A）における標準賞与額に係る記録を申立期間①は1万円、申立期間②は16万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月13日
② 平成16年12月25日

有限会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、株式会社Aから提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は、当該期間において有限会社Aから賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②における標準賞与額については、前述の所得税源泉徴収簿により算出される賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は1万円、申立期間②は16万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、また、当該賞与に係る保険料についても納付していなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の有限会社A（現在は、株式会社A）における標準賞与額に係る記録を申立期間①は4万9,000円、申立期間②は9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月25日
② 平成17年8月10日

有限会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、株式会社Aから提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は、当該期間において有限会社Aから賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②における標準賞与額については、前述の所得税源泉徴収簿により算出される賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は4万9,000円、申立期間②は9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、また、当該賞与に係る保険料についても納付していなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の有限会社A（現在は、株式会社A）における標準賞与額に係る記録を12万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 10 日

有限会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、株式会社Aから提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は、当該期間において有限会社Aから賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間における標準賞与額については、前述の所得税源泉徴収簿により算出される賞与額及び厚生年金保険料控除額から、12万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、また、当該賞与に係る保険料についても納付していなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の有限会社A（現在は、株式会社A）における標準賞与額に係る記録を2万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 10 日

有限会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、株式会社Aから提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は、当該期間において有限会社Aから賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間における標準賞与額については、前述の所得税源泉徴収簿により算出される賞与額及び厚生年金保険料控除額から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、また、当該賞与に係る保険料についても納付していなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の有限会社A（現在は、株式会社A）における標準賞与額に係る記録を2万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 10 日

有限会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、株式会社Aから提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は、当該期間において有限会社Aから賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間における標準賞与額については、前述の所得税源泉徴収簿により算出される賞与額及び厚生年金保険料控除額から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、また、当該賞与に係る保険料についても納付していなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の有限会社A（現在は、株式会社A）における標準賞与額に係る記録を1万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 10 日

有限会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、株式会社Aから提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は、当該期間において有限会社Aから賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間における標準賞与額については、前述の所得税源泉徴収簿により算出される賞与額及び厚生年金保険料控除額から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、また、当該賞与に係る保険料についても納付していなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の有限会社A（現在は、株式会社A）における標準賞与額に係る記録を1万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 10 日

有限会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、株式会社Aから提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は、当該期間において有限会社Aから賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間における標準賞与額については、前述の所得税源泉徴収簿により算出される賞与額及び厚生年金保険料控除額から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、また、当該賞与に係る保険料についても納付していなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

東北（宮城）厚生年金 事案 3649

第1 委員会の結論

申立人の株式会社AのB事業所における厚生年金保険（当時は、労働者年金保険）被保険者資格取得日は昭和18年4月1日、資格喪失日は同年7月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、20円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和4年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和18年4月1日から同年7月頃まで

年金事務所に対し、私の株式会社AのB事業所における厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、資格喪失日が不明である被保険者記録が確認できた旨回答があった。

私は、昭和18年に学校を卒業した後、間もなく株式会社AのB事業所に就職し、その年の7月頃まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社AのB事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（以下「被保険者名簿等」という。）において、申立人と同姓同名かつ生年月日が一致する基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和18年4月1日、資格喪失日は未記載）が確認できる。

また、被保険者名簿等において、申立人が一緒に就職したとして名前を挙げた同僚の被保険者記録が確認できる上、株式会社Aは、「健康保険厚生年金名簿」を提出し、当該名簿の記載内容並びに申立人の申立期間当時の年齢及び就職した経緯から、申立人は同社のB事業所にC職として勤務し、厚生年金保険被保険者資格を取得し、退職により被保険者資格を喪失していると思われるが、資格喪失日は当該名簿に記載が無いことから不明

である旨回答していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社のB事業所に勤務していたことが認められる。

さらに、前述の「健康保険厚生年金名簿」に記載されている申立人に係る番号が、前述の未統合となっている厚生年金保険被保険者記録における被保険者番号と一致していることから、当該未統合の被保険者記録は申立人の被保険者記録であると認められる。

一方、上記未統合の厚生年金保険被保険者記録において資格喪失日は確認できないが、申立人は、昭和18年7月頃に株式会社AのB事業所を退職して地元へ帰ってきたとしているところ、退職した当時の状況について詳細に記憶しており、その証言は具体性があり、信憑性^{びよう}が高いと認められることから、申立人は同年6月末日までは同社のB事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の株式会社AのB事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和18年4月1日、資格喪失日は同年7月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述の未統合の被保険者記録から、20円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月1日から同年12月28日まで
A株式会社に勤務した期間のうち申立期間の標準報酬月額が9万8,000円と記録されているが、当時の給与額である56万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する56万円と記録されていたところ、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成13年12月28日）の後の平成14年1月10日付けで、13年4月1日に遡及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A株式会社に係る商業法人登記簿謄本によると、申立人は申立期間において同社の取締役であったことが確認できるところ、同社の代表取締役は、「申立人の業務はB業務担当であり、社会保険事務は担当しておらず、申立人の標準報酬月額の記録が訂正されていることについて、私は承知していないし、申立人も知らない。」旨回答していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していなかったと認められる。

また、オンライン記録によると、A株式会社の代表取締役及び申立人以外の取締役4人についても、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の後に標準報酬月額が遡及して引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た56万円と訂正することが必要と認められる。

東北（宮城）厚生年金 事案 3652

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成5年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年10月1日から同年11月1日まで
年金記録を確認したところ、株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無かった。平成3年10月から9年11月まで同社に継続して勤務し、申立期間当時は同社B支社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録及び申立人と同じく平成5年10月1日に株式会社Aにおいて厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となったC市の株式会社Dにおいて被保険者資格を取得した複数の同僚の証言等によれば、申立人は、株式会社AのB支社又は株式会社Dに申立期間も継続して勤務していたと推認できる。

また、上記同僚の一人が所持している給与明細書によれば、申立期間及びその前後の期間において給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、当該給与明細書に記載された「部課コード」及び「社員番号」は申立期間及びその前後の期間で変更が無いことから、申立期間も株式会社Aから給与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたと推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、株式会社Aにおいて、

申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける資格喪失時（平成5年9月）のオンライン記録から34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は得られないが、株式会社Aと契約していた社会保険労務士法人は、同社から連絡を受けて、同社B支社の従業員の資格喪失日を平成5年10月1日と届け出たと証言していることから、事業主が、同日を申立人の同社における資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は同年10月に係る保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）国民年金 事案 1913（宮城国民年金事案 1575 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年頃から 45 年頃までの期間及び 46 年頃から 47 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年頃から 45 年頃まで
② 昭和 46 年頃から 47 年 10 月まで

前回の申立てについて、申立期間に係る記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、納付できない。

再申立てに当たり、申立期間当時の国民年金保険料の納付に係る新たな事実及び資料は無いが、申立期間について、国民年金に加入し保険料を納付していたと思うので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、i) 国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 9 月 30 日に A 市において申立人の旧姓（B）で払い出されていることが確認できる上、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、同年 7 月 2 日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点では、各申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができないこと、ii) 上記被保険者名簿によると、資格を取得したとされる同年 7 月より前の納付記録欄には斜線が付されており、各申立期間の保険料を納付した形跡はうかがえないこと、iii) 各申立期間について、申立人の結婚前後の氏名での記録の有無を調査したが、申立人のものとみられる被保険者記録は確認できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iv) 申立期間②の保険料を納付していたとする申立人の母は既に亡くなっている上、納付したとする納付

組織は既に解散していることから、申立期間②当時の保険料の納付状況等について確認できないこと、v) 申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認C地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成23年12月27日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人から新たな事情や資料の提出は無く、そのほかに、年金記録確認C地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、今回の再申立てにおいても、60歳当時、厚生年金保険の加入記録の一部が申立人の記録に統合されていなかったため、その時点で統合されていれば行っていたはずの国民年金任意加入の機会を逸した責任は国にあるとして、善処を求めているが、年金記録確認第三者委員会は、申立てに係る関連資料及び周辺事情に基づき保険料の納付の有無について検討し、年金記録の訂正の要否を判断することを任務としており、それ以外の事項について判断を行う機関ではない。

東北（宮城）国民年金 事案 1914

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 11 年 4 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 11 年 4 月まで

私は、申立期間の付加保険料を納付していたが、国の記録では付加保険料の納付済期間とされていない。

申立期間直後の平成 11 年 5 月に事業所に入社した際に、上司から「あなたは、国民年金の付加年金に加入していた。」と言われたこと、及び申立期間の国民年金保険料は、「付加付」と大きく印刷された納付書で納付していたことを思い出したので、申立期間について、付加保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市が提出した申立人に係る住民情報システムの国民年金の記録によると、申立人は、申立期間後の平成 14 年 2 月に国民年金の任意加入手続に併せ、付加保険料の納付の申出を行ったことは確認できるものの、申立期間に係る付加保険料の納付の申出を行ったことは確認できない。

また、A 市が提出した上記記録及びオンライン記録によると、いずれも申立期間の国民年金保険料は、定額保険料が納付済みとなっていることが確認できるものの、付加保険料が納付された形跡は見当たらない。

さらに、A 市は、申立期間当時、付加保険料は、原則として定額保険料と合算した金額を記載した納付書で納付することとされており、納付書に記載した金額と異なる保険料は納付できない旨回答していることから、定額保険料と付加保険料を一緒に納付していながら、145 か月の長期間にわたり、行政機関が定額保険料のみを納付済みとし、付加保険料を未納と記録し続けることは考えにくい。

加えて、申立人は、自身が申立期間の付加保険料を納付していたことを

申立期間直後に入社した事業所の上司から言われたとしているが、当該上司の名前を覚えていないことから、その者を特定することができず、申立期間の付加保険料の納付状況について確認することができない上、付加保険料の納付について証言してくれる者として申立人が名前を挙げたその夫及び義姉からも、申立期間の付加保険料の納付状況について具体的な証言は得られなかった。

そのほか、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）国民年金 事案 1915

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 62 年 3 月まで
年金記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納との回答があった。昭和 57 年 6 月頃に A 県の B 市役所で加入手続を行い、同市の納付書により同年 7 月分から同市内の郵便局で保険料を毎月納付していたので、国民年金の記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 6 月頃、B 市において国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を同市内の郵便局で毎月納付していたと主張しているところ、同市の回答によれば、申立期間当時、申立人の主張する納付方法で保険料を納付することは可能であった。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、C 社会保険事務所（当時）管轄の市町村において払い出されたと確認できる上、オンライン記録によれば、申立人の国民年金被保険者資格については、昭和 52 年 9 月 17 日の新規取得、54 年 5 月 12 日の喪失、55 年 11 月 30 日の再取得、62 年 10 月 1 日の喪失、平成 3 年 4 月 12 日の再取得、同年 6 月 1 日の喪失及び 4 年 3 月 1 日の再取得に係る処理が同年 6 月 23 日に一括して行われていることが確認できることから、この頃に申立人の加入手続が行われ、昭和 52 年 9 月 17 日に遡及して被保険者資格を取得したものと推認できるところ、当該加入手続が行われたと推認できる時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、申立人の納付記録が確認できる複数の市町村の国民年金被保険者名簿によれば、いずれも申立人の申立期間の国民年金保険料は未納となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人にほかの国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿も確認できないことから、申立期間当時、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、同市において申立人に申立期間の納付書は発行されず、申立人は、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）国民年金 事案 1916

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月から9年3月まで

私は、申立期間当時は大学生であり収入が無かったため、国民年金保険料は、親からの仕送りにより、自らA県B市内の金融機関で納付していた。

申立期間前後の国民年金保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間のみ未納となることは不自然であるので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、申立期間の国民年金保険料は、申立人の母親が、B市が発行した納付書によりC県庁舎内に設置されたD金融機関の窓口で納付したと申し立てていたが、その後、申立人は、自身のE金融機関又は郵便局の口座へ振り込まれた親からの仕送りにより、自らが同金融機関の窓口で申立期間の保険料を納付したと申立内容を変更しており、申立人の納付方法に関する主張は変遷している上、保険料の納付時期及び納付金額の記憶も定かではない。

また、当初、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したとするD金融機関は、B市の国民年金保険料収納代理金融機関に指定されておらず、同金融機関で当該保険料を現年度納付することはできない上、申立人が申立期間の保険料を納付したとするE金融機関は、「当時の関係資料は、保存期限経過により廃棄済みである。」と回答しているほか、申立人は、「仕送りが振り込まれた口座の通帳を所持しておらず、母親も仕送りを行った当時の関連資料は保管していない。」旨述べていることから、当時の状況を確認することができない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、申立期間は基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間が含まれており、領収済通知書の光学式文字読取装置の導入等機械化が図られた後であることを踏まえると、申立期間に係る記録漏れや誤りが生じる可能性は極めて低いものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）国民年金 事案 1917（東北（宮城）国民年金事案 1873 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 56 年 6 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 56 年 6 月まで

前回の申立てでは、申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできないとの回答を受けた。

しかし、私は、A 県 B 町（現在は、C 市）から D 県 E 市へ住民票を異動した昭和 55 年 7 月に同市役所で国民年金の加入手続をし、その後、同市役所で国民年金保険料の免除申請手続を行ったので、56 年 6 月に付与したとされる国民年金手帳記号番号とは別の番号が存在するはずである。

申立期間を国民年金保険料の免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、前回、今回の申立期間を含む昭和 54 年 4 月から 56 年 6 月までの期間について申立てを行ったところ、i) 国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 6 月 30 日に D 県 E 市で払い出されていることが確認できることから、申立人に係る国民年金加入手続は同年 6 月頃に行われたとみられ、申立人は、国民年金被保険者資格を 51 年*月*日（20 歳到達日）に遡って取得したものと推認できるが、この時点で、申立期間のうち 54 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料は、制度上、免除申請することができないこと、ii) 戸籍の改製原附票によれば、申立人は、同年 10 月 10 日に D 県 E 市から A 県 B 町に転入しているところ、申立人に係る同町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間のうち、上記の加入手続時点において保険料の免除申請が可能であった同年

4月から同年6月までの期間について、57年3月12日及び同年3月31日に同町から現年度保険料の納入勧奨状が発行されたこと、並びに同年9月6日には過年度保険料の納付書が送付されたことを示す記載が確認できることから、当時、同町では、当該期間については保険料未納期間として管理していたことがうかがわれ、D県E市において、申立人が主張する免除申請の承認は行われていなかったことが推認できること、iii) 上記の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によれば、申立人は、申立期間のうち、56年4月から同年6月までの保険料を時効完成後の58年10月に過年度納付したため、当該保険料は56年10月から同年12月までの保険料に充当処理されたことが確認できることから、申立人は、当該保険料の納付時点において、当該期間を保険料の納付対象期間として認識していたものとするのが自然であることなどから、申立人に対し、既に当委員会の決定に基づく平成26年6月13日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、D県E市で国民年金の加入手続を行った時期は、A県B町から同市に住民票を異動した昭和55年7月であり、この時点において56年6月30日に同市から払い出された国民年金手帳記号番号(*)とは別の記号番号が同市から払い出されたので、その記号番号を用いて55年7月頃に申立期間に係る国民年金保険料の免除申請手続を行ったとして再申立てしている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録を確認しても、D県E市において申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、戸籍の改製原附票によれば、申立人は、同市に転入後はA県B町へ転出するまで住所の異動が無く、同一市内で国民年金手帳記号番号が二度払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3603（宮城厚生年金事案 2667 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年頃から 41 年頃まで

前回の申立てについて、申立期間に係る記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、申立期間当時、A 県 B 市にあった C 事業所の D 部署に勤務し、厚生年金保険に加入していたと記憶しているので、納得できない。

再申立てに当たり、申立期間当時の厚生年金保険料の控除に係る新たな事実及び資料は無いが、申立期間について厚生年金保険に加入していたと思うので、再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していたとする C 事業所（正式名称は、株式会社 E）は、昭和 28 年 8 月 1 日に F 株式会社と合併しており、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるものの、同社では申立人の雇用期間や勤務形態等については不明と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態等を確認することはできなかったこと、ii) 申立期間当時の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む 34 年 12 月 1 日から 43 年 3 月 1 日までの期間に被保険者資格を取得している約 2,400 人の中に、申立人及び申立人が申立期間当時の同僚として挙げた 3 人の氏名は見当たらない上、同被保険者名簿の健康保険証の番号に欠番は無く、不自然な訂正箇所も見当たらないこと、iii) 上記同僚 3 人の所在が不明であるため、これらの者から申立人の勤務期間等について証言を得ることができなかったことなどから、既に年金記録確認 G 地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 23 年 12 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする

通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人から新たな事実や資料の提出は無く、そのほかに、年金記録確認G地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3604

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月頃から 42 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 3 月頃から 42 年 9 月まで、当時、A 県 B 市 C 地区にあった株式会社 D の E 部署に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 7 月 12 日から同年 11 月 30 日までの期間及び 42 年 6 月 24 日から同年 9 月 30 日までの期間について、株式会社 D の F 事業所における被保険者記録が確認できる。

しかしながら、株式会社 D の閉鎖登記簿謄本によると、申立人が勤務したとする A 県 B 市 C 地区に所在した同社の E 部署に該当する事業所は、平成 8 年 4 月に廃止されているため、当該登記簿謄本の本店欄に記載されている G 県 H 市の株式会社 D に照会を行ったところ、申立期間当時の資料は残っておらず、当時のことを知っている者もないとしており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚 4 人のうち、所在が確認できた 1 人に照会したが回答を得ることができず、当時の状況について確認することができなかった。

さらに、オンライン記録によると、A 県 B 市 C 地区に所在した株式会社 D が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 40 年 8 月 1 日であり、同日より前の期間において、同社が適用事業所であった記録は確認できない。

加えて、オンライン記録によると、G 県 H 市に所在する株式会社 D が厚

生年金保険の適用事業所となったのは昭和 31 年 5 月 1 日であることが確認できるが、同社において申立人に係る被保険者記録は見当たらない。

また、申立人が所持している国民年金手帳及びオンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入しており、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3606

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月 1 日から 63 年 9 月 12 日まで

申立期間当時に社会保険事務所（当時）から交付された健康保険給付金支給（支払）決定通知書があることから、申立期間は、A株式会社B支店（現在は、A株式会社C支店）に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずである。

しかしながら、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者加入記録により、申立人は申立期間において、A株式会社B支店に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A株式会社C支店は、「申立期間における申立人に係る関係資料は無い。」旨回答していることから、申立期間における申立人の厚生年金保険の取扱い及び保険料の控除について確認することはできない。

また、複数の同僚の回答により、申立人は、申立期間当時、A株式会社B支店に日雇で勤務していたことがうかがえるところ、当該複数の同僚は、申立期間当時、同社において日雇で勤務していた者は厚生年金保険に加入していなかった旨述べている上、当該複数の同僚のうち一人は自身の厚生年金保険の加入について、「日雇で2年勤務し、その後正社員になったが、日雇で勤務していた期間は厚生年金保険に加入していなかった。正社員になってから厚生年金保険に加入した。」旨回答している。

さらに、申立人が提出した健康保険給付金支給（支払）決定通知書に記

載されている記号番号は、健康保険の日雇特例被保険者に係る記号番号であることが確認できる。

加えて、申立人が提出した手帳には、昭和 60 年 4 月に支給された給与の内訳が記載されているところ、保険料の控除については、健康保険料の控除額は確認できるが、厚生年金保険料の控除額は記載されていないことが確認できる。

また、D 町からの申立人に係る国民健康保険加入状況の回答によると、申立人の国民健康保険の被保険者資格取得年月日は昭和 34 年 1 月 1 日、資格喪失年月日は平成 18 年 3 月 21 日となっていることから、申立期間は国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立期間において A 株式会社 B 支店に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得している者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3650

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月頃から平成3年3月頃まで

私は、申立期間においてA株式会社の社長夫婦が個人的に経営するB事業所に従業員として勤務したが、厚生年金保険被保険者の記録が無い。

B事業所から給料をもらっていたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所の元事業主の子は、実質的な経営を行っていた母親は既に亡くなっており、また、当時の資料も無いとした上で、時期及び期間は不明であるが、申立人が同事業所で働いていたことは記憶していることから、申立人は、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、前記元事業主の子は、支給した給料から厚生年金保険料は控除していないと考えられるとしている上、申立人自身も、B事業所に勤務していた期間において給料から厚生年金保険料が控除されていなかったと述べている。

また、厚生年金保険事業所記号払出簿及びオンライン記録において、B事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3653

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 25 日

私は、申立期間に株式会社Aから賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されたと思うが、年金記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されたと主張しているが、申立人は、申立期間に係る賞与明細書を所持していない。

また、株式会社Aは、平成 21 年に解散し、23 年に清算終了しており、同社の元事業主及び元代表清算人は、申立期間当時の賃金台帳は無く、当時の状況は不明と回答している。

さらに、上記の元代表清算人から提出された申立人の平成 16 年分給与所得の源泉徴収票により確認できる社会保険料控除額は、オンライン記録により確認できる申立人の標準報酬月額及び当時の保険料率を基に推計した年間の社会保険料額とおおむね一致していることから、申立人が申立期間において株式会社Aから賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことを推認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3654

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 2 月 25 日
② 平成 16 年 8 月 25 日

私が株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間①及び②について、同社から賞与が支給された記憶があるが、年金記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間①及び②に同社から賞与が支給されたと主張しているが、申立人が所持する給与明細書によれば、当該期間に賞与が支給されていないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、株式会社Aは、平成 21 年に解散し、23 年に清算終了しており、同社の元代表取締役及び元代表清算人は、申立期間①及び②当時の賃金台帳等は無く、当時の状況は不明と回答している。

さらに、株式会社Aから事業を引き継いだB株式会社の事業主は、事業を承継した際に申立期間当時の賃金台帳等の資料及び債権債務は引き継がなかったと回答しており、申立人が申立期間①及び②に株式会社Aから賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

東北（岩手）厚生年金 事案 3655

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 25 日

私は、申立期間に株式会社Aから賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されたと思うが、年金記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されたと主張しているが、申立人は、申立期間に係る賞与明細書を所持していない。

また、株式会社Aは、平成 21 年に解散し、23 年に清算終了しており、同社の元事業主及び元代表清算人は、申立期間当時の賃金台帳は無く、当時の状況は不明と回答している。

さらに、上記の元代表清算人から提出された申立人の平成 16 年分給与所得の源泉徴収票により確認できる社会保険料控除額は、オンライン記録により確認できる申立人の標準報酬月額及び当時の保険料率を基に推計した年間の社会保険料額とおおむね一致していることから、申立人が申立期間において株式会社Aから賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことを推認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

東北（福島）厚生年金 事案 3656（東北（福島）厚生年金事案 3311、3435 及び 3538 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 10 月 1 日から 34 年 5 月 10 日まで
② 昭和 38 年 8 月 10 日から 39 年 10 月 20 日まで
③ 昭和 39 年 11 月 1 日から 43 年 3 月 20 日まで

過去 3 回の申立てにおいて、年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けたが、私は、申立期間に係る脱退手当金を受給していない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票には、脱退手当金が支給されたことをうかがわせる「脱」の表示が確認できること、ii) 申立期間に係る脱退手当金は、その計算の基礎とされる厚生年金保険被保険者期間に漏れは無い上、計算上の誤りは無く法定支給額と一致しているほか、申立期間のうち最後に勤務した株式会社 A に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失してから約 2 か月後の昭和 43 年 5 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがないこと、iii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、申立人に対し、既に当委員会の決定に基づく平成 26 年 3 月 14 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る 2 回目の申立てについては、申立人は、「株式会社 A では、経理及び福利厚生を担当していた上司の事務補助者として働いていたので、この人に当時の状況を確認すれば、私が脱退手当金を受給し

ていないことが分かるはずである。」として、株式会社Aにおける直属の上司の名前を挙げているが、当該上司は既に死亡しており、当時の状況を確認することができない上、新たな資料や周辺事情は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないとして、当委員会の決定に基づく平成26年6月27日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

さらに、申立期間に係る3回目の申立てについては、申立人は、株式会社Aの元同僚で、申立人が同社に入社する際の紹介者の名前を挙げており、当該元同僚に照会したところ、B業務等に従事し、会計業務等には従事しておらず、申立人の年金のことについては分からない。」と述べていることから、新たな事情とは認められず、このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないとして、当委員会の決定に基づく平成26年10月3日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、申立期間の脱退手当金を受給した記憶が無く、前回の審議結果に納得できないとし、再申立てを行っているが、新たな資料や情報は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は申立期間の脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。